

# 新型インフルエンザ等対策に係る実動訓練（患者対応訓練）実施要領（抄）

## 第1 趣旨

この要領は、「新型インフルエンザ等対策に係る実動訓練」（以下「訓練」という。）の実施について、必要な事項を定める。

## 第2 適用

訓練は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び新型インフルエンザ等対策青森県行動計画に基づくほか、この要領により実施する。

## 第3 訓練の目的

新型インフルエンザ等発生時における患者対応能力の向上を図ることを目的とする。

## 第4 実施日時・場所

日時：平成28年2月17日（水）15:30～16:50

場所：つがる西北五広域連合つがる総合病院、五所川原保健所

## 第5 参加機関

つがる西北五広域連合つがる総合病院、五所川原保健所、保健衛生課

## 第6 訓練想定

国内発生早期において、県内初の新型インフルエンザ患者が発生したとの想定で行う（詳細は別紙1「訓練想定」のとおり）。

## 第7 実施内容

新型インフルエンザ患者発生時における、医療機関、保健所等の患者対応に係る役割分担及び実施手順の確認を行う（詳細は別紙2「訓練構成」のとおり）。

## 第8 訓練参加者の役割

### 1 保健衛生課

全体の進行管理、報道対応、参観者の整理等。

### 2 五所川原保健所

帰国者・接触者相談センターとしての相談対応及び受診勧奨、検体搬送、症例調査等。

### 3 つがる西北五広域連合つがる総合病院

帰国者・接触者外来としての疑い患者受入れ、感染症指定医療機関としての入院

受入れ等。

## 第9 訓練設定等

### 1 想定日時

想定日時を設定せず、実時刻で訓練を実施する。

### 2 参集、開始、終了、中止

- (1) 各参加者は、開始時刻の10分前までに各訓練実施場所に参集する。
- (2) 訓練の開始は、訓練開始を宣言した時点とする。
- (3) 訓練の終了は、訓練終了を宣言した時点とする。
- (4) 訓練開始前及び訓練中において、自然災害や危機管理事案等が発生した場合又は各訓練参加者における緊急的業務等により訓練の開始又は継続が困難な事態となった場合は、保健衛生課長の判断により訓練中止を宣言する。

### 3 状況付与

事前に作成した状況により訓練を実施し、訓練中は新たな状況を付与しない。

### 4 訓練実施手順

各参加者は、事前に作成された手順により訓練を実施する（詳細は別紙3「実施手順」のとおり）。

## 第10 その他

### 1 参観者対応等

原則公開とする。ただし、業務等への支障があると判断される場合は一部非公開とする。

### 2 作成文書

訓練により作成した文書には、その上部に「**訓練**」と記載する。

### 3 その他

その他訓練の実施に当たり必要な事項は、保健衛生課長が定める。